

公立大学法人神戸市看護大学入学試験委員会規程及び公立大学法人神戸市看護大学職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2023年2月16日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第17号

(入学試験委員会規程の一部改正)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学入学試験委員会規程の一部を改正する規程(2019年4月規程第27号)の一部を改正する規程

| (改正前) | (改正後) |
|--|---|
| (所掌事項) 第8条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 略 (2) <u>大学入試センター試験</u> に関する事項 (3) 略 | <u>独立行政法人大学入試センター法</u> (平成11年法律第166号)第13条第1項 第1号に規定する試験 |

(職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第2条 公立大学法人神戸市看護大学職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程(2019年4月規程第72号)の一部を改正する規程

| (改正前) | (改正後) |
|--|---|
| (特殊勤務手当の種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、高所作業手当、電気主任技術者業務手当、災害待機手当、教員手当及び <u>センター試験従事手当</u> とする。 (<u>センター試験従事手当</u>) 第8条 <u>センター試験従事手当</u> は、独立行政法人大学入試センターが実施する <u>大学入学者選抜大学入試センター試験</u> に従事する職員等に対して支給し、その額は、勤務1時間につき2,700円とする。 | <u>試験従事手当</u> (<u>試験従事手当</u>) <u>試験従事手当</u> <u>独立行政法人大学入試センター法</u> (平成11年法律第166号)第13条第1項第1号に規定する試験 |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。